

関東社会保険ニュース

No. 255

令和 2(2020)年 5 月

雇用調整助成金の新型コロナ特例の内容について

雇用調整助成金は、景気変動の影響を受け事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を退職させず休業等にて雇用維持を図る事業主を対象とした助成金です。今回「緊急対応期間」として4月1日から6月30日までの休業がある場合の新型コロナウイルス感染症にかかる特例に関し、5月19日時点の情報を大まかに説明します。複数の特例があるため、申請前に適宜新しい情報を確認するようにしてください。

1. 事業活動の縮小を余儀なくされた証明

本来は休業前に計画届を出し、休業をさせてから支給申請を行う助成金ですが、簡素化特例として計画届の提出が不要になりました。ただ、売上高・生産量・出荷高のような事業活動を示す指標の値について、最近1か月間の前年同月と比較して5%以上減少していることが求められます。初回の判定基礎期間として出す月により、いつの月のどのような指標を出せるのか、先に検討しておく必要があります。

なお、前年同月とは適切な比較ができない場合は、特例により、前々年同月との比較や、前年同月から12か月のうち適切な1か月との比較が可能となりました。(比較に用いる1か月はその期間を通して雇用保険適用事業所であり、かつ当該1か月の期間を通して雇用保険被保険者を雇用している月である必要があります。)

2. 実際の手順

まず対象者や休業時の休業手当等の率などの具体的な内容を検討し、それを通知するか、労使協定を締結します。その後、休業を実施して、休業手当を支払います。休業手当の計算方法は、先月のニュースまたは労働局のページでご確認ください。

令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業については、8月31日まで申請が可能です。

3. 支給額の目安

助成金の支給額は、原則として実際に支払った休業手当とは連動しておらず、以下の計算で決定されます。(選択できる特例や、実際の端数処理などの計算は、要領や届出様式を使って確認してください。)

$$\begin{aligned} & \left(\frac{\text{前年度}^{\ast 1} \text{ 1 年間の雇用保険料の算定基礎となる賃金総額}}{\left(\frac{\text{前年度}^{\ast 1} \text{ 1 年間の 1 ヶ月平均の 雇保被保険者数}}{\text{前年度}^{\ast 1} \text{ の年間所定 労働日数}} \right)} \right) \rightarrow \text{平均賃金額} \\ & \times \text{ 労使協定における 休業手当の支払率} \times \text{ 助成率}^{\ast 2} \times \text{ 月間休業等延日数} \\ & \quad \times \left(\begin{array}{l} \text{中小企業 4/5 (解雇等なし 9/10)} \\ \text{大企業 2/3 (解雇等なし 3/4)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{対象者の休業日数の期間計} \end{array} \right) \end{aligned}$$

※1 前年度の賃金総額が確定していない場合には前々年度

※2 令和2年4月8日以降の休業に限り、

① 休業手当支払率60%を超えた部分について10/10

② 特措法に基づき休業要請され「休業手当支払率100%」or「上限額以上の休業手当支払い」10/10

ここまでの計算結果に
上限額8,330円がかかる

ただし、小規模事業主(概ね従業員20人以下)については

助成額 = 「実際に支払った休業手当額」 × 「助成率」が選択できます。詳しくは申請書をご確認ください。

4. 解雇等なしとは

期間の定めのない労働者を事業主都合により解雇するほか、有期契約労働者を、解雇と見なされる労働者の雇止め・事業主都合による中途契約解除となる離職をさせること、対象事業主の事業所で役務の提供を行っている派遣労働者を、労働者派遣契約期間満了前に事業主都合により契約解除することも含まれます。

ホームページ「関東社会」「かいとうしゃかい」で検索 <http://www.kaito-sr.com/>

Facebook ページ

<https://www.facebook.com/kaitosr.tokyo/>

※本記事の無断転載は禁止
しています。

社会保険労務士法人 関東社会保険労務事務所

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル7階

TEL 03-3369-7411/8411

FAX Stop! 次回以降のFAXがご迷惑の場合は恐れ入りますがご連絡下さい。

FAX 03-3369-2711